

龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例第19条及び同条例施行規則第11条の規定による「財政運営影響額」の公表資料

1. 事業概要

予算措置：平成27年度龍ヶ崎市一般会計予算
継続費設定

件名：庁舎新附属棟建設工事

金額：平成27年度195,720千円、平成28年度83,880千円、総額279,600千円

期間：平成27年度～平成28年度

2. 財政運営影響額

(1) 投資的経費

当該事業における初期費用は、279,600千円(工事請負費)である。

(2) 経常的経費

当該施設における「維持管理にかかる経常コスト」は、10年目は4,706千円、20年目は5,198千円、30年目は5,742千円、30年間のトータルでは149,665千円、「事務・事業運営にかかるコスト」は、10年目は1,432千円、20年目は1,582千円、30年目は1,747千円、30年間のトータルでは45,543千円、「償還金等」は、10年目は21,126千円、20年目は20,508千円、30年目は7,489千円、30年間のトータルでは263,392千円と試算された。

「年別合計」の試算結果は、10年目は21,126千円、20年目は20,508千円、30年目は7,489千円、向こう30年間のトータルでは458,600千円である。

※試算結果については【別紙1】を参照のこと。

(3) 更新費用

大規模改修・更新にかかるコストについては、経年による老朽対応などにより、10年目時点で7,700千円、20年目時点で28,700千円、合計で36,400千円の改修費用が見込まれる。

3. 事業の目的及び社会的便益等

現在の附属棟は建築後25年が経過しており、施設及び設備の老朽化は著しいものとなっている。

新附属棟を建設する目的は、業務拡大により狭隘化している本庁舎内を執務スペースに特化し、附属棟に会議室を集中させ、本庁舎と附属棟機能を分担・再編成することにある。その際、本庁舎の建て替えではなく、老朽化した附属棟の建て替えを行うことでコストの低減を図るものである。加えて、災害時においては会議室に対策本部を設置できるものとし、さらに自家用発電装置を設置することにより停電時にもその機能を維持することが可能となる。

したがって、さらなる付加機能を追加した附属棟を建設することにより、市庁舎の機能向上のみならず、災害時における市民生活の安心安全の確保にも結びつくものと認められ、社会的便益は高いと考えられる。